

いのこし病院居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）重要事項説明書

あなたに対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス（医療保険における訪問診療を行う場合には、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は訪問診療と読み替えるものとする。以下、サービスという）の提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし病院
 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
 法人種別 医療法人
 代表者名 理事長 柵木 充明
 電話番号 052(777)5688
 FAX番号 052(777)1767
 名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 2311501494
 当院は在宅療養支援病院として登録しています。

2. 事業の目的と運営方針

- (1) いのこし病院（以下「事業所」という。）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「利用者」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
- (2) 事業の提供に当たって、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- (3) 事業の提供に当たって、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問してその心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 事業所は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (7) 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するように努めます。

3. ご利用事業所の従員数及び勤務の体制

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務 いのこし病院院長）
 管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上

4. 営業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時45分～17時30分
 注) 年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

5. 苦情申立窓口

事業所設窓口担当者 事務担当 彦田 加奈子	連絡先	052(777)5688
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時
	連絡先	052(971)4165
名古屋市健康福祉局介護保険課	ご利用時間	平日 午前8時45分～午後5時15分
	連絡先	052(954)3087

6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先にご連絡をいたします。

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状態等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 乙は、万一の事故の発生に備えて、損害保険ジャパン(株)の賠償責任保険に加入しております。

8. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

9. その他

- (1) 当事業所では、適切な介護保健サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、従業員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- (3) 当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。